

年金生活者支援給付金の新たな対象者は請求書の提出が必要です

年金生活者支援給付金は、年金受給者（公的年金などの収入や所得額が一定基準以下）の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。新たに年金生活者支援給付金の対象になる人には、日本年金機構から請求書（はがき型）が届きますので、請求書を提出してください。

対象

①老齢基礎年金を受給し、次の要件を全て満たす人

- ▶ 65 歳以上
- ▶ 世帯全員が市民税非課税
- ▶ 年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たす人

- ▶ 前年の所得が約 472 万円以下

請求方法 8 月下旬から順次、日本年金機構から通知が届きますので、同封のはがきに必要事項を記入の上、返送してください（令和 4 年 1 月 4 日までに手続きが完了すると、令和 3 年 10 月分からさかのぼって受給できます）。

※これから年金を受給し始める人は、年金の請求手続きと併せて市民課または八戸年金事務所まで手続きしてください。

申問市民課 ☎⑤ 6753

八戸年金事務所 ☎ 0178・44・1742

問給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル)

☎ 0570・05・4092

あなたの国民年金を増やしませんか？

申問市民課 ☎⑤ 6753

八戸年金事務所 ☎ 0178・44・1742

■任意加入制度

老齢基礎年金を満額受け取るには、20 歳から 60 歳までの 40 年間保険料を納付する必要がありますが、40 年に満たない場合、60 歳から 65 歳まで任意加入をして納めることで、年金額を増やすことができます。また、海外に住所を置いている期間は年金を納める義務はありませんが、任意で納めることができます。（令和 3 年度保険料 月額 16,610 円）

■付加年金制度

国民年金を納めている人は、毎月の保険料に付加保険料（月額 400 円）を上乗せして納付することで、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。ただし、国民年金基金加入中の人は対象外です。

※いずれの制度も、既に老齢基礎年金を受給している人は対象となりません。

アメリカシロヒトリを防除しましょう

毎年 6 月から 9 月ころにかけて、アメリカシロヒトリ（毛虫）が発生しています。

個人所有の樹木の防除は、所有者の責任において対応をお願いしていますが、被害が周辺の樹木に拡大する恐れがあるため、近所で声を掛け合い、地域ぐるみで防除しましょう。

▶防除の方法

枝葉ごと切り落とし幼虫を踏みつぶすか、薬剤を散布してください。薬剤の散布にあたっては、使用説明書をよく読み、周辺に人がいないか、洗濯物がないかなどを確認し、近所に声掛けの上、トラブルのないよう行ってください。

自ら対応できない場合は、害虫処理、シルバー人材センター、便利屋などの業者（有料）に直接お問い合わせください。

問まちづくり支援課 ☎⑤ 6726

宝くじ助成金で備品を整備しました

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業を活用し、次の団体が備品を整備しました。

地域の拠点施設の機能強化が図られ、高齢者や住民が集う憩いの場の充実、コミュニティ活動の活性化が期待されます。

◆法量町内会◆

和机・座椅子・石油ファンヒーター・座布団・物置ほか

◆後野町内会◆

冷蔵庫・テレビ・プリンター・パソコン・電子レンジ・炊飯器ほか

◆相坂下町内会◆

書棚・椅子・椅子用台車・テーブル・パソコン・プリンター・物置

問まちづくり支援課 ☎⑤ 6725



未定地区の民生委員・児童委員が決まりました

問生活福祉課 ☎⑤ 6749

氏名	電話番号	担当地区
母良田 誠	☎② 1693	東三番町 1、2、7、8、21、22、23、26
会津 正子	☎ 080-2819-5717	並木西の一部
吉田 順子	☎② 3876	赤伏、漆畑、堤頭、指久保、コゲ畑
竹内 邦子	☎② 3410	後野、井戸頭の一部